

田村市中小事業者等原油価格・物価高騰対策支援給付金支給事業

番号	質問	回答
①支援金の給付対象者		
①-1	支援金の対象となる中小事業者とは何か。	<p>以下のとおりです。</p> <p>中小企業基本法第2条1項に規定する[中小企業者]のこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業その他：資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社または、常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人。 ・卸売業：資本金の額または出資の総額が1億円以下の会社または、常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。 ・小売業：資本金の額または出資金の総額が5千万円以下の会社または、常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人。 ・サービス業：資本金の額または出資の総額が5千万以下の会社または常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人。 ・小規模事業者・個人事業主・フリーランスの方も対象となります。法人・組合などについては、法人税確定申告、個人については確定申告Bを行っているものは対象となります。 <p>※小規模事業者について 「小規模企業者」とは、おおむね常時雇用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については五人）以下の事業者をいう。</p>
①-2	社団法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、農業法人は資本金及び従業員の基準を満たせば中小企業基本法上の中小企業に該当するか。	中小企業基本法の「会社」には該当しませんが、田村市の交付要綱第3条第1項に規定する一般社団法人・財団法人及び公益社団・財団法人については該当します。
①-3	田村市外に本社(主たる事業所)があり、事業所の一部が田村市内にある。この場合は対象者となるか。	本社が市外にあっても、事業所が田村市内にあれば対象となります。市内事業所の所在地を記載し、法人登記事項証明書の写し、営業許可証の写し、法人等の(設立・異動)届出書等、市内で事業をしていることがわかる資料を添付してください。
①-4	個人事業主において、自宅が田村市内、事業所(店舗・工場等)が田村市外の場合、申請は可能か。	申請対象者を市内において事業を営む個人事業主及び法人としているため、該当になりません。

田村市中小事業者等原油価格・物価高騰対策支援給付金支給事業

番号	質問	回答
①-5	令和4年度以降に創業したが、対象となるか。	申請日において、創業より3か月を経過していれば対象となります。必要書類等も詳細を掲載してありますので参考にしてください。
①-6	申請後、市外に事業所を移転する予定だが、この場合申請は可能か。	申請できません。支援金申請日以降も田村市で事業を継続していく意思があることが要件となります。
①-7	令和3年度に事業収入がなかったが、対象となるか。	令和4年度においても事業を継続しているかたは対象となる場合がありますので、令和4年度の事業収入がわかる書類をお持ちください。
②支援金の申請手続き		
②-1	申請書類はどこで受け取れるか。	市公式ホームページより、申請書類をダウンロードできます。また、市役所商工課、各行政局、出張所または市内商工会窓口にて配布しています。
②-2	確定申告書はどここの部分を提出すればよいか。	<p>以下のとおり、コピーしていただき提出をお願いいたします。</p> <p>法人・団体：「確定申告書別表一」及び「法人事業概況説明書（表面及び裏面）」</p> <p>個人：確定申告書B第一表（令和3年分）または市町村民税・県民税申告書(表面)</p> <p>そのほか、所得税青色申告決算書、収支内訳書のいずれか。</p> <p>なお、いずれも収受日付印が押されている書類に限ります。また、e-Taxによる申告の場合は、「受信通知」など、データを送信したことがわかる書類の添付をお願いいたします。</p>
②-3	確定申告書類に収受日付印が押印されていない場合、どうすればよいか。	<p>以下の書類をご提出ください。</p> <p>税務署：納税証明書（その2所得金額用）</p> <p>田村市税務課：事業所得金額の記載のある課税証明書または非課税証明書</p>
②-4	所得が基礎控除内（38万円）の場合など税務署で確定申告をする必要がないと判断されたため、確定申告をしていない場合、申請は可能か。	所得税の確定申告でなく、市町村民税・県民税申告書の写し等を提出してください。
②-5	e-Taxで確定申告をした場合、提出書類はどうすればよいか。	受信通知など、データを送信したことがわかる書類を追加で添付してください。

田村市中小事業者等原油価格・物価高騰対策支援給付金支給事業

番号	質問	回答
②-6	申請書類が不備なく受理されたことを確認したい。	特段の不備がなければ支援金の支給手続きをいたしますが、不備があった場合はご連絡をしますので、連絡先のご記入にご協力ください。
②-7	申請方法は郵送でもよいか。	必要書類をお確かめいただき、受付終了日必着までを受理します。不備があった場合、速やかに提出を完了してください。
②-8	個人事業主のうち、本人確認の書類において免許証がない場合、どうすればよいか。	<p>本人確認する書類については、原則顔写真付きのものとなります。顔写真付きの確認するものがない場合は、健康保険証、介護保険証などの公的機関が発行しているもの2点必要となります。</p> <p>顔写真付きの証明書：免許証、マイナンバーカード、パスポート、住基カードなど 2点証明の場合：健康保険証、介護保険証、各種年金証書、各資格認定証など。</p>
③支援金の額、回数、申請期限		
③-1	同一人物が代表者を務める複数・別々の法人で、それぞれの法人において支援金の給付が受けられるのか。	代表者が同一であっても、法人としては別なので、市内で事業を営んでいればそれぞれの法人で申請できます。
③-2	同一人物が代表を務める法人としての申請と、個人事業主としての申請はそれぞれ可能か。	代表者が同一であっても、法人・個人事業主は別人格なので、それぞれ申請ができます。
③-3	田村市内に複数の事業所（店舗等）があるが、市内のそれぞれの事業所ごと（店舗等ごと）に支援金の給付が受けられるのか。	各事業所単位での申請はできますが、同一事業所の部門別などでの申請はできません。
③-4	従業員が常駐していない（電話の転送のみなど）事業所においても申請できるか。	光熱水費等の支払いなどが確認できる書類をご持参ください。（連続した3月分）原油価格・物価高騰において影響のある事実がなければ申請対象外とします。
③-5	支援金の受け取りは口座振替のみか。現金の受け取りはできないか。	口座振替のみとなります。現金での受け取りはできません。
③-6	支援金が振り込まれるまでどのくらいの時間がかかるか。	申請書類に不備がない場合、30日程度で指定口座へ入金いたします。

田村市中小事業者等原油価格・物価高騰対策支援給付金支給事業

番号	質問	回答
④申請書類の記入方法、添付書類		
④-1	申請手続き上、押印は必要か。	申請書は、請求書を兼ねているため、法人にあっては代表者印(丸印)、個人事業主にあっては私印の押印が必要です。なお、シャチハタは使用できません。
④-2	創業間もなく、所得申告書類等がない場合はどうすればよいか。	創業間もない方：総勘定元帳、損益計算書、残高計算書、補助帳簿などを添付してください。
④-3	支援金は課税対象となるか。	今回の中小企業者への支援金につきましては、事業者支援としての性質上、課税扱いとなり、税務上は益金（個人事業主の場合は雑収入額）に算入されます。しかしながら、必ずしも税負担が生じるものではありません。
⑤その他		
⑤-1	その他のお問い合わせ	その他、記載にない質問については、事業所の所在地の商工会までお問い合わせください。
		滝根町商工会 78-2033、大越町商工会 79-2555、都路町商工会 75-2497、常葉町商工会 77-2019 船引町商工会 82-4264
⑤-2	申請書に記載する電話番号は、携帯電話でもよいか。	申請書類に不備があった場合の連絡先として必要ですので、事務所棟の電話番号、もしくはご担当者様の携帯電話等の記載をお願いします。
⑤-3	申請の際に注意したほうが良いことはあるか。	